

目黒区立不動小学校 学校いじめ防止基本方針

〇いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

また、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害(不登校、自傷行為、仕返し行動など)を未然に防ぐため、いじめられている児童・生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、【校長、副校長、生活指導主任、学年主任、学級担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等】による「不動小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

【不動小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間10回程度、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。
また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

	定例会開催	臨時開催時
校長	○	○
副校長	○	○
生活指導主任	○	○
学年主任		○
学級担任		○
特別支援コーディネーター		○
養護教諭		○
スクールカウンセラー		○

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……児童・生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。
 - ・ 校内研修や、毎月の区の研究日への積極的参加により、各自指導力の向上に努める。
 - ・ OJTなどで、若手教員の授業や学級運営に対する指導助言の機会を定期的に設定する。
 - ・ 基礎的・基本的学力の定着を徹底する。
 - ・ 主体的な学びや、かかわりを通して自己の学びを高められる授業を実践する。
 - ・ 児童理解を深め、個々の児童や特別な支援が必要な児童への対応を行う。
 - ・ 教室のユニバーサルデザイン化を図り、誰もが学習しやすい教室環境を整える。
- (2) 道徳教育の充実
 - ……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童・生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。
 - ・ 「道徳・特別活動」の研究成果を生かし、児童理解や教師の指導力などの向上に取り組む。
 - ・ 「道徳」でのいじめに対する指導内容の研修や研究を行う。

(3) 体験活動の充実

・・・児童・生徒が主体的にいじめ未然防止に取り組む学習を体系的・計画的に実施したりする。

- ・ 縦割り班活動や、兄弟学級、保・幼・小・中の連携を生かした異校種での児童同士の関わりなど年間を通して計画し、異学年交流を通して人とのコミュニケーション能力を養う。
- ・ 特色ある教育活動や総合的な学習の時間の改善と充実を図り、体験の機会を設定する。
- ・ 学習や行事などでの交流を通して、保護者、地域等との連携を深める。

(4) 学級経営の充実

・・・学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童・生徒の自己肯定感や自尊感情を育む。

- ・ 教師は、児童の様子に気を配り、いじめの予兆を感じた時には、その場ですぐに「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」ことを、徹底して指導する。
- ・ 年間指導計画に基づき、ふれあい月間を活用した指導を行っていく。
- ・ 「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」を基に、掲載されている学習プログラムを道徳の時間などに各学年で計画的に実施していく。
- ・ 行事などの学級・学校全体で取り組む活動では、児童一人一人が発達段階に応じて主体的に参加し、計画・実施できるように体制を整えると共に、その過程での努力や頑張りを互いに認め合い、最後には充実感や自己有用感が味わえるようにする。
- ・ 人権教育の視点から、互いのよさを認め、自他を尊重する態度を育成する。

(5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

・・・全校児童・生徒のiPadの使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

(6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進

・・・児童・生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童・生徒に対して繰り返し指導を行う。

(7) いじめ防止に関する研修の実施

・・・いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

- ・ 「SNS 東京ノート」を活用するなどして、情報モラル教育を継続的に行う。
- ・ 保護者会や学校便りによる保護者への理解推進、啓発活動、SNS 家庭ルールの実践など、保護者との連携を図る。
- ・ 教員が、定期的に児童の端末の履歴を必ず確認し、正しい使い方ができるよう指導を行う。
- ・ 一人一人の子どものよさを見付け、その良さを子どもに対面で伝えることで、子どもの自己肯定感を高める取組を行う。また、学校に行きたくなくなる子どもが増える長期休業日明けに全職員が意識して取り組む。
- ・ 自殺対策に資する教育として、「命の大切さを実感できる教育」、「SOS の出し方に関する教育」、「心の健康の保持に係わる教育」をいじめ防止年間計画に組み込み、高学年で実施する。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童・生徒に対するアンケート調査を実施する。

(2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童・生徒を対象とした教育相談を実施する。

(3) 個人面談の活用

……個人面談を活用して、児童・生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

(4) 年間計画

	未然防止		早期発見	早期対応
4月	- 各教科における人権教育、道徳教育 - 各教科における言語活動、体験活動 - 学級活動 - 特別活動 - 学校行事 - ペア学年交流 - 人権標語 - いじめ防止に関する授業 年3回	保護者会	児童・生徒相談シート	
5月		SCによる全員面接 ^(5年)		
6月		- ふれあい月間 「STOP！いじめ私の行 - 動宣言」の作成 - 総合質問紙調査「i-check」 - セーフティ教室	学校生活アンケート	いじめ把握・報告票 区報告
7月			個人面談	各種相談窓口の周知
8月				
9月				いじめ把握・報告票 区報告
10月			学校生活アンケート	
11月		- ふれあい月間 - 総合質問紙調査「i-check」 - いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議^(5年)		
12月			個人面談	いじめ把握・報告票 区報告
1月			学校生活アンケート	
2月				
3月				いじめ把握・報告票 区報告

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消(※)を目指す。
 - ・ いじめを早期に発見するために、ふれあい月間に合わせた年間3回の児童に対するアンケート調査及び個人面談を実施し、全学年で「SOSの出し方に関する教育」を行う。
 - ・ 日々、児童の様子に目を配り、児童の小さな変化にも気付ける児童観察を行い、いじめの疑いや児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有していく。
 - ・ 第5学年においては、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
 - ・ 児童との温かい人間関係づくり、保護者との信頼関係づくりに基づく相談環境の整備を行うと共に、SSWや関係諸機関との連携の強化・充実を進める。
 - ・ 連絡帳や電話を用いて、日頃から些細なことでも保護者と児童の状況について報告し合える関係作りに努め、児童や児童を取り巻く環境の変化にすぐに気が付けるようにする。
 - ・ 問題を抱えていると疑われる児童がいる場合には、すぐに電話や面談等を設定し、保護者と直接話す機会を設けることで、保護者との信頼関係の構築を図っていく。
 - ・ スクールカウンセラーや養護教諭による相談窓口の周知や、学校便りによる地域や家庭への発信を行う。(※)①いじめに係る行為が止んでいること(3ヶ月を目安)。
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

(1) 法に規定されている「重大事態」の定義

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童・生徒が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童・生徒が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、(児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。)、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
- ③ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた必要な措置をとる。